



いつでもどこでも「広報すぎと」を閲覧可能！スマホ用アプリ「マチイロ」を



すぎとひろば

軽自動車税（種別割）の新規減免申請受付

次の対象に該当する方が所有する軽自動車については、軽自動車税減免の申請ができます。減免を申請される方は、期限までに手続きをしてください。

現在、減免を受けている方で減免事項に変更がない方は自動継続となりますので手続きは不要です。

対象 身体もしくは精神に障がい等がある方（家族を含む）が所有する軽自動車で、通院・通学・通所または生業のために使用する車両

※障がいの内容により、減免できない場合があります。

申請期限 5月31日(月)

※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

申請に必要なもの

●軽自動車税（種別割）納税通知書

●運転する方の運転免許証

●自動車検査証

●身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または戦傷病者手帳

●印鑑

個人の場合（①・②のどちらか）

①納税義務者の個人番号（マイナンバー）カード

②納税義務者の個人番号（マイナンバー）通知カードおよび本人確認ができるもの（運転免許証など）

法人の場合

法人番号が確認できるもの

※自動車税（県税）の減免を受けている方は対象外です。

☎・☎ 税務課 町民税担当 内線242・243・436

農用地区域からの除外申出について

農業振興地域における農用地区域内の農地を転用する場合は、農地転用許可申請の前に農用地から除外する手続きが必要となります。やむを得ない理由により農地を転用する計画がある方は、次の受付期間内に農用地除外の申出をしてください。

なお、除外申出の認可については、農地転用・開発行為等の許可見込みのほか、土地改良事業の実施状況など除外に関する各要件を満たす必要があります。

受付期間 6月1日(火)～7日(月) ※土・日を除く

受付場所 役場 本庁舎1階 農業振興課 窓口

☎ 農業振興課 基盤整備担当 内線323

杉戸町個別施設計画を策定しました

町では、平成29年（2017年）3月に、今後の公共施設の在り方について基本的な考え方を示した「杉戸町公共施設等総合管理計画」を策定しました。

この総合管理計画に基づき、町民の貴重な財産である公共施設を、次代の町民に健全な状態で継承するとともに、今後も効果的かつ効率的に利活用して住民サービスの維持向上を図るため、公共施設の最適化に取り組むこととし、「杉戸町個別施設計画」を策定しました。

計画期間 令和3年度から令和12年度までの10年間

※計画は、町ホームページ、各公民館等で閲覧することができます。

☎ 財産管理課 財産管理担当 内線275

なかよし広場

お子様の健やかな成長を願い、保護者が安心できる子育てに役立つよう、次のとおり「なかよし広場」を開催します。

対象 町内在住の幼稚園就園前のお子様と保護者の皆様

内容 紙芝居、折り紙、ままごと、歌などの活動

その他 ・集団内における子どもたちの関わりの中で、お子様の状況を再認識できます。

・参加した保護者同士で率直にお子様について語り合う場となります。

・町立幼稚園職員に子育ての悩みや不安について相談することができます。

日時・場所

	期日	時間	会場
第3回	5月26日(水)	14時30分～15時30分	西幼稚園

※開始時間15分前から受付を開始します。時間内であれば、途中参加も可能です。

※各回の実施内容の詳細につきましては、直接園にお問い合わせください。

☎ 西幼稚園 ☎ (33) 3223

一日人権特設相談所を開設します

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け人権に関する啓発や相談などを行っています。地域の中で人権侵害が起これないように見守り、人権を擁護するために日々活動しています。

「人権擁護委員の日」の関連行事として、人権に関する「一日特設相談所」を開設します。この機会にお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

日時 6月1日(火) 10時～12時、13時～15時

場所 役場 第2庁舎2階 第2会議室

担当 人権擁護委員

☎ 人権・男女共同参画推進課 内線217

すぎと男女共同参画推進町民スタッフ募集

町では、男女共同参画社会の実現に向けて「すぎと男女共同参画プラン」を効果的に推進するため、「すぎと男女共同参画推進町民スタッフ会議」を設置しています。

内容 ・男女共同参画情報紙の編集・発行

・男女共同参画にかかる施策の推進に関すること

・その他特に男女共同参画に関し、町長が必要と認める事業に関すること

編集会議 月1回程度

☎ 人権・男女共同参画推進課 内線217

埼玉県統計功労者表彰受賞

「令和2年度埼玉県統計功労者表彰」に杉戸町から2名の方が受賞されました。

氏名	表彰名
藤田 康子	経済産業大臣表彰
大方 なな江	経済産業省感謝状

受賞者の方は、杉戸町統計調査員として多くの統計調査に従事し、統計行政の推進に貢献された功績が評価されました。

☎ 総務課 情報統計担当 内線207

すぎぴょんカフェ（認知症カフェ）

身近にある「カフェ」のように気軽にお茶を飲みながら、認知症の方やご家族が相談でき、ごく自然に安心して過ごせる「地域の居場所」です。もの忘れが気になる方、認知症の方やご家族、地域にお住まいの方、ケアマネジャーなど専門職のほか、どなたでも自由に立ち寄れる交流の場です。認知症の診断を受けていない方の参加・相談も可能です。どうぞお気軽にお越しください。

日時 5月21日(金) ①10時～10時50分

②11時～11時50分

※3密を避けるため、二部入れ替え制とさせていただきます。

場所 ウエルシア杉戸倉松店 ウエルカフェ

参加費 無料

内容 参加者同士の交流、もの忘れや認知症や健康・介護に関する個別相談。認知症疾患医療センター（久喜すずのき病院）相談員による相談。

定員 ①②とも各4名程度（申込不要ですが、個別相談をご希望の方は事前にご連絡ください。）

※当日は、ご自宅で体温測定をし、マスクを着用してお越しください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となる場合があります。

☎ 高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302

令和元年度決算に係る財務書類を作成しました

町では、単年度における現金の収支を管理する「現金主義会計」に基づく予算・決算情報を補完するものとして、平成28年度決算から、総務省から示された「統一的な基準」による財務書類の作成、公表を行っています。

これは、民間企業において採用されている発生主義的な考え方を取り入れ、資産の状況、今後返済すべき借金（負債）の残高などのストック情報や現金主義の会計制度では見えにくいコスト情報を把握し、町の財政状況等を分かりやすく開示するためのものです。

令和元年度決算に係る統一的な基準による財務書類を作成しましたので、町ホームページ（右QRコード）に掲載し公表します。

☎ 政策財政課 財政担当 内線272

古利根川流灯まつり絵画教室

日時 5月17日(月)・24日(月) 10時～12時

場所 流灯ふれあい館 **講師** 絵手紙の会

対象 中学生以上 **定員** 5名まで

申込期限 各開催日前日15時まで **参加費** 無料

※紙、筆、絵具等は用意してあります。

汚れても良い服で、手ぶらで参加ください。

☎・☎ 杉戸町観光案内所 ☎070 (4455) 5449

(月・火・金・土・日曜日 9時～15時)

マイナンバーカードの健康保険証利用の延期

令和3年3月下旬より開始を予定していましたオンライン資格確認の開始が延期となりました。

最新情報は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

☎ 町民課 国民健康保険担当 内線257・457

☎ 町民課 後期高齢者医療担当 内線259・456

町からの情報はコチラ すぎとひろば

杉戸町役場 ☎0480 (33) 1111

町ホームページ <http://www.town.sugito.lg.jp/> ▲



身近な相談相手 行政相談員

皆さんの行政上の困りごとについて相談相手となる行政相談委員として、引き続き櫻井政雄氏、新たに野口浩之氏が総務大臣から委嘱されました。

行政相談とは？

国などが行っている仕事に関する要望を受け付けて、公正・中立の立場から関係機関に情報提供し、その解決や実現の促進、行政の制度・運営の改善を図るものです。

どうぞお気軽にご相談ください。

相談日 毎月10日前後（詳細はP25参照）

☎ 秘書広報課 広報広聴担当 内線286

ブロック塀安全点検のお願い

ブロック塀は建築基準法によりその構造が定められています。

建築基準法に適合しないブロック塀や、破損・老朽化したブロック塀は、地震時に倒壊する恐れがあり、大変危険です。

ご自宅のブロック塀が適正な状態であるかを確認するため、自己点検票を作成しています。役場建築課及び各公民館等に配布していますのでご利用ください。

構造基準等の詳細は町ホームページの「建築課からのお知らせ」に掲載していますのでご確認ください。

また、町では、住み良い環境のまちづくりを推進するため、住宅のための土地に生垣を新設する際の設置費用、生垣を設置する部分のブロック塀等の取り壊し費用の一部を補助していますので、詳しくは建築課ホームページまたは電話にてお問合せください。（ブロック塀の取り壊しのみの場合は除きます。）

☎ 建築課 開発建築指導担当 内線345・346

事業所の皆様のご協力をお願いします

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサス-活動調査」を実施します。

全国のすべての事業所及び企業が対象になります。調査票は、県知事が任命した調査員がお伺いして直接配布するか、国が郵送します。

皆様の調査へのご理解・ご回答をよろしくお願いします。

※調査員がお伺いする場合は、必ず「調査員証」と「従事者用腕章」を身に付けていますので、安心してご回答ください。

☎ 総務課 情報統計担当 内線207

経済センサス 活動調査